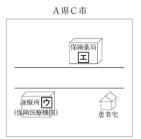
101-148

問題文





- 1. アの調剤所は、患者がウで受け取った処方箋に基づき調剤することができる。
- 2. ウは、患者に対する調剤は一切できない。
- 3. エは、患者がアで受け取った処方箋を持参した際に、在庫がなければ調剤を断ることができる。
- 4. エは、イで分割調剤を行った後の処方箋を受け付けた場合、残りの分の調剤を行うことができる。
- 5. エには無菌調剤室がないが、適切に手続きをすれば、エの薬剤師がイの無菌調剤室を利用して無菌調剤 を行うことができる。

解答

4. 5

解説

選択肢 1 ですが

「処方せん」を持っていく場所は「薬局」です。アは病院なので、処方せんを持って行っても調剤をして薬を 渡すことはできません。(アで診療を受け、院内処方でお薬を調剤することは、ありえます。)よって、選択 肢1は誤りです。

選択肢 2 ですが

選択肢 1 の解説の最後に書いたように、院内処方がありえます。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢3ですが

薬剤師法第 21 条 により、調剤の応需義務があります。そして、正当な理由なく断れないのですが「在庫不 足」は、正当な理由では、ありません。

調剤を断る、のではなく近隣の薬局に在庫を確認する卸メーカーに問い合わせるなどして「現在は、在庫がな いのだが、何日後であれば or どこどこであれば手に入る」といった対応をすることが求められます。よっ て、選択肢3は誤りです。

選択肢 4,5 は、正しい選択肢です。

分割調剤では、処方せんを患者さんにお返しするので、別の薬局へ行くことがありえます。そのため、処方せ んのコピーをとっておくことが実務上多く、実習などで見たこともあるかもしれません。

選択肢 5 のケースは

チェーン薬局で、無菌室がある店舗へヘルプで行った時に、普通に調剤していたみたいなケースを考えると理 解しやすいと思います。適切に手続きされていればありうるケースと判断できるのではないでしょうか。

以上より、正解は 4,5 です。